

プロジェクト 実務対応

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

項 目 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 5 月 10 日に実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 ヶ月であり平成 29 年 7 月 10 日に締め切られた。本公開草案に対しては、253 通のコメントレターが寄せられた。
2. 本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。なお、質問 1 から質問 4 については第 371 回企業会計基準委員会からの修正点について、質問 5 については第 372 回企業会計基準委員会からの修正点について、履歴を付して示している。

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「公開草案」という。)(平成 29 年 5 月 10 日公表)
- ・企業会計基準適用指針公開草案第 57 号(企業会計基準適用指針第 17 号の改正案)「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」(平成 29 年 5 月 10 日公表)

2. コメント募集期間

平成 29 年 5 月 10 日～平成 29 年 7 月 10 日

3. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問1: スtock・オプション会計基準に含まれることに関する質問		
本公開草案の提案に同意するコメント		
1) 本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	
権利確定条件付き有償新株予約権の付与について報酬性はないため、本公開草案の提案に同意しないコメント		
2) 公正価値評価に基づいて金銭を支払っている場合、報酬性はない。	第三者評価機関の算出する公正価値評価に基づいて、当該価格を実際に支払って取得する新株予約権であり、報酬性はないと考える。	
	公正価値としての対価を支払っているのであれば、報酬性はないと考える。あくまで公正価値かどうかで判断すべきであり、公正価値でないとするれば、あるべき公正価値との差額を報酬とすべきと考える。	
	権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が、従業員等から現金を対価として受け取り、その従業員等に付与するものである。したがって、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性がある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）を適用するのが適当である。	
3) 投資制度として発行しており、労働や業務執行等のサービ	「権利確定条件付き有償新株予約権」は、自社の企業価値向上を期待する従業員等による投資制度として定着しているところであり、日本の成長戦略に資するものとして多数の上場企業、上場を目指すベンチャー企業がこれを採用している。このような投資制度とし	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>スの対価として給付する意図はないため、報酬性はない。</p>	<p>「権利確定条件付き有償新株予約権」を発行する企業は、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はないため、公正な価格による「権利確定条件付き有償新株予約権」の発行については、複合金融商品適用指針に基づく会計処理が、実務上定着しているものと理解している。</p> <p>しかし、公開草案の提案は、従業員等に付与する「権利確定条件付き有償新株予約権」を一律に報酬とするものであり、従業員等による投資制度として「権利確定条件付き有償新株予約権」を採用する発行企業が多い現状に照らすと、発行意図に反する実態に合わない会計処理の強制が生じ得ると考える。</p>	
	<p>これまで多数の上場企業、上場を目指すベンチャー企業が有償新株予約権を採用しているが、当該新株予約権は従業員等の労働の対価として割り当てられるものではなく、従業員等が自らの金銭を対価として自由意思で申込みの有無を決定するものである。この点は、無償で発行される新株予約権(所謂ストック・オプション)とは明確に異なる。</p> <p>有償新株予約権は、自社の株式の保有を希望する従業員等が、新株予約権の購入を通じて、将来的な株式保有を実現するものであることから、どちらかと言えば持株会の制度趣旨に近いと考えられる。有償新株予約権を採用している企業は、これを投資制度であると位置付けており、付与対象者である従業員等は自らの資金を会社に拠出していることもあり、これを報酬(給与・賞与)として捉えていた者は少ないものとする。そのため、これを「労働サービスや職務執行の対価」として定義づけることは、自らの資金負担を伴って当社の業績及び株価の向上可能性に対して投資することを決断した従業員等の思いを否定するものであり、当該制度の採用趣旨とも異なることとなる。</p>	
	<p>本公開草案第17項(4)について</p> <p>1. そもそも有償新株予約権は、普通株式への投資制度である持株会と類似した、新株予</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>約権への投資制度であり、引受者の判断により投資決定されるものである。</p> <p>無償ストック・オプションは、そもそも無償で付与を受けるものであるため、そのほとんどで対象者が受取りを拒むことはないが、有償新株予約権の場合、損失が発生する可能性のある投資であるため、対象者・引受者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであり、その結果、応募率は各社各様で、20%を下回るケースも存在し、投資制度としての『実態』を伴っている。</p> <p>2. 従って、投資制度としての新株予約権であることから、複合金融商品適用指針が、まさに導入企業の『目的』にも『実態』にも明らかに合致している。</p> <p>にも関わらず、これらの発行会社の『目的』と『実態』を完全に無視した形で、報酬と考えた経緯があまりにも明確ではなく、その理由を明確にすべきである。</p> <p>3. 「勤務が要求されている期間のサービス提供を期待」との一方的な記載があるが、無償発行ストック・オプションではそのほとんどが対象者に引き受けられるものであるのに対し、有償新株予約権は対象者の投資判断があつてからこそ成立する取引である。</p> <p>そして、在籍条件も業績条件も、それぞれが投資対象の有価証券の前提条件の一つでしかなく、それらの内容を吟味の上、対象者が投資の決断をした上で金銭の払込みをもって取得がなされることが当該取引の成立要件の重要な要素であり、報酬としての性格はない。</p>	
<p>4) 従業員等にとって、払込金額が毀損する可能性があることから報酬性はあるとはいえない。</p>	<p>公正価値での新株予約権への投資制度であるため、業績条件の未達成や、株価が下落し権利行使ができない場合には、当初の新株予約権の取得時に払い込んだ投資元本が毀損することになる。</p> <p>従って、有償新株予約権は損失が発生する可能性のある投資制度であり、そもそも損失が発生する報酬制度はありえないと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ちなみに、株式報酬も株価がゼロになった場合には、ゼロにはなってしまうがマイナスになることはない。</p>	
<p>5) 業績条件は、希薄化を懸念する株主への説明として付されており、報酬として付与していないため、本公開草案に同意しない。</p>	<p>ASBJ では、業績条件について、「その達成に向けた追加的なサービスの提供を期待」としているが、そもそも発行企業の多くは希薄化を懸念する株主への説明の要素として付加している。</p> <p>一般的なストック・オプションには業績条件がないため、業績が悪化している企業でも株価のみが外部環境の変化等で上昇すれば権利行使しキャピタルゲインを取得できてしまうが、業績条件を付加することで、株価の上昇のみでは権利行使ができず株価の上昇に加えて業績条件の達成＝企業価値の実体の向上があってやっと権利行使が可能となることで、希薄化を懸念する株主に賛同を得やすい形となるものとなる。</p> <p>ASBJ では、この発行会社の目的について、一切議論がなされておらず、報酬性があるという結論ありきの一方的な解釈の中でのおしつけになっている。</p> <p>尚、業績条件は、上場企業間での新株予約権の発行の際にも活用されており、資金調達目的の発行において、適時開示の資料には希薄化に配慮するため、業績条件を付加している事例がある。</p> <p>更に、新株予約権は、特に未公開企業では、資本政策の手段としても活用されている。未公開企業の場合、新株予約権を発行するには株主総会への付議が必要となり、VC 等の株主の承認を得る必要があるが、希薄化を懸念する株主からは単純な内容の新株予約権では合意を得られないケースがある。そこで、業績条件を付加することで、株主の理解を得て発行できる可能性につながる。</p>	
<p>6) 権利確定条件付き有償新株予約権を付</p>	<p>有償新株予約権は会社法上や企業価値評価上も無償のストック・オプションと扱いが異なる。公正価値で発行される新株予約権は取締役会決議となるが、無償のストック・オプ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>与する取引を報酬として整理することについて、その理由を明記すべきである。</p>	<p>ションの場合は株主総会決議となる。企業価値の点から見ても、有償新株予約権は企業価値を毀損しないが、無償のストック・オプションの場合はその価値分企業価値が毀損される。本公開草案における有償新株予約権を報酬として扱うという整理は、既存の各分野における整理との乖離を生じさせるものでもあるため、本件取引が報酬性を有する点について相応の説明を行わなければ、将来的に新たな疑問や論点が生じてしまう可能性がある。そのため、このたび会計上の取扱いとして本件取引を報酬として整理することについて、その理由を明示的に説明すべきである。</p>	
	<p>今回のご説明の中で有償新株予約権の報酬としての性格の有無を検討するにあたって参照されているストック・オプション会計基準を見ると、「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう」とされています。「報酬」の反対給付として従業員等から会社が受けるものは【労働や業務執行等のサービス】と規定されており、これを「従業員から別途の正当な対価支払を受けて給付する行為も含まれている」とは、到底読むことができません。</p>	
	<p>発行対象者が従業員や役員であることは本件会計処理を決定する条件にはならず、それを理由として報酬としての性格を持つと考えることには同意しない。</p>	
<p>ストック・オプション会計基準における報酬の概念が整理されていないため、本公開草案に同意しないコメント</p>		
<p>7) スtock・オプション会計基準に定める報酬の概念を包括的に見直すべきである。</p>	<p>そもそも、ストック・オプション会計基準第1項は、「我が国では、平成13年11月の商法改正において新株予約権制度が導入されたことを契機として、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化している。本会計基準は、主としてストック・オプション取引の会計処理及び開示を明らかにすることを目的としている。」とあり、公表当時の新株予約権のストック・オプションとしての利用実態を踏まえて会計処理が検討されたものである。すなわち、ストック・オプション会計基準は、公表当時、一般的に利用さ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>れていた従業員等に無償で付与されるストック・オプションを念頭において検討され公表に至ったのであり、その当時、一般的に利用されていない「権利確定条件付き有償新株予約権」を考慮して報酬概念が検討されたわけではない。</p> <p>「権利確定条件付き有償新株予約権」を発行する企業は、現金を対価として受け取り付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はない。</p> <p>それにもかかわらず、公開草案は、企業がその従業員等に対して付与する「権利確定条件付き有償新株予約権」は、有償であるという特徴を除けば無償のストック・オプションと類似する(公開草案17項(1))としている。これは、投資制度としての特徴を除くと類似するものと整理しているのであり、投資制度として捉えるべきか、報酬制度として捉えるべきかの本質的な議論を避けて、一律に「権利確定条件付き有償新株予約権」は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当する旨の結論づけをしているように見える。</p> <p>一般的に利用されていない「権利確定条件付き有償新株予約権」を考慮してストック・オプション会計基準の報酬概念が検討されたわけではないにもかかわらず、「権利確定条件付き有償新株予約権」は、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと結論づけようとしているからこそ、投資制度としての特徴を除くと従前のストック・オプションに類似するものと整理していると思われ、一律に報酬とする合理的な根拠が示されていないものと考えられる。</p> <p>このようなことから、ストック・オプション会計基準の報酬概念を再定義することでの対応が必要であり、その上で「権利確定条件付き有償新株予約権」の会計処理の在り方を議論すべきであると考えます。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ストック・オプション会計基準の公表以降、新たな株式報酬や新スキームのストック・オプションがあらわれる中、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬概念が、実態に合わなくなっているとの問題意識が本公開草案の背景にあるものと思われる。報酬概念の再定義が必要であり、実務対応報告で対応する本公開草案で対応するよりも、ストック・オプション会計基準そのものを見直すべきであると考え。</p>	
	<p>ストック・オプション会計基準が公表された時点で想定されたストック・オプションは、従業員等に無償で付与する新株予約権。公表時点で一般的に採用されていない権利確定条件付き有償新株予約権を想定せずに定義された報酬概念をもとに、権利確定条件付き有償新株予約権が報酬に該当すると結論づけようとするのは誤った分析と考える。</p> <p>ストック・オプション会計基準そのものを見直すべきであり、実務対応報告で対応するテーマではないと考える。</p>	
	<p>ストック・オプション会計基準の創設時には、会社法上の報酬概念に照らした検討が行われ報酬定義が明確にされてきたと理解している。今般の議論は、有償ストック・オプションを会計上報酬とみなすかという点に尽きると思われるが、専ら実務対応報告で開発が進められストック・オプション会計基準を見直さないという手続きには違和感を覚える。</p>	
	<p>有償ストック・オプションの会計上の概念が変更され、ストック・オプション会計基準の範囲に含めようとするのであれば、実務対応報告で開発を進めるのではなく、会計基準自体の変更がなされるべきであると考え。</p>	
	<p>仮に本公開草案が意図する会計処理を実務に持ち込む場合、報酬であることを当然の前提として整備されているストック・オプション会計基準の考え方に有償新株予約権を含めようとするのは相当の困難を伴うことが予想される。少なくとも、会社法上の報酬概念に有償新株予約権が当てはまるのか検討を経る必要があると思われ、それがなされないま</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ま開発を進めるのであれば、ストック・オプション会計基準自体を見直すべきであると考えられる。</p>	
<p>8) 報酬制度全般について、会計基準の検討を行うべきである。</p>	<p>有償新株予約権を報酬とみなすこととするのであれば、その前に「報酬」の概念のほう(すなわち「ストック・オプション会計基準」そのもの)を見直す必要があると考えます。当該見直しは、現在一般に報酬と考えられていない「正当な対価を支払って従業員等が会社から財を購入する行為全般」との論理的整合性を保ちつつ、今後新たに開発されるであろうさまざまな株式報酬等にも適用可能で恣意的な運用の余地の少ないものとされることを期待します。</p> <p>譲渡制限付株式、信託を用いた手法その他のインセンティブ制度が出現、増加している現状がある中で、議論の必要性も示されないまま特定のスキームについてのみ議論をしても更なる混乱を招く結果となるだけであり、IFRS 第2号株式報酬のような統一的な会計基準の検討を行うべきである。</p>	
<p>報酬の二重計上につながることから本公開草案に同意しないコメント</p>		
<p>9) 同一の労働に対して二重の人件費を計上する部分が生じることとなるのは、不適切である。</p>	<p>今回の会計処理の変更案は、本件取引によるインセンティブによって従業員等から追加的サービスが提供され、その結果として業績が向上したと捉え、その対価として費用計上をすとの整理が示されております。しかしながら業績が向上すれば、その労働の対価は金銭賞与で支払っているのが通常であると考えられます。仮に新株予約権においても人件費を計上すると、同一の労働に対して二重の人件費を計上する部分が生じることとなり、債権者や株主に対して会社の状況を正しく示すことができません。</p> <p>本検討が、「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば無償ストック・オプションと類似している」という実際の取引の実態とは異なる定義付けを端としているところに、会社法をはじめと</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>する様々な論点との不整合をきたし、また、会計基準の範囲内においても種々の矛盾を生じさせる根本的な原因となっているのではないかと考えます。</p> <p>将来の追加労働サービスは金銭にて払い込まれるため新株予約権の価値を報酬とすると二重計上となる。</p> <p>新株予約権を付与したことで将来の追加労働サービスが存在したとしても、その対価は金銭で払い込まれるはずである。新株予約権の価値を報酬として計上すると報酬の二重計上となる。この問題点につき合理的な説明をいただきたい。</p>	
本公開草案第 17 項に記載されている理由が合理的でないことから本公開草案に同意しないコメント		
<p>10) 本公開草案第 17 項(1)に記載されている理由が合理的でない。</p>	<p>本公開草案第 17 項(1)¹について、権利確定条件付き有償新株予約権と権利確定条件なしの新株予約権で、その特徴が異なる重要な点が、「その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む」ことであるにも関わらず、その「特徴を除けば」とする本公開草案の前提に問題がある。</p> <p>本公開草案第 17 項(1)について、「類似している」との記載について、権利確定条件付き有償新株予約権とストック・オプションのどのような点が類似しており、どのような点が相違しているのかを明示すべきである。</p>	

¹ 本公開草案第 17 項(1)

権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
11) 本公開草案第 17 項(2)に記載されている理由が合理的でない。	<p>本公開草案第 17 項(2)²は、「ストック・オプション会計基準第 23 項において、「従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる。」とされており、また、同会計基準第 36 項において、「企業が従業員等に自社株式オプションを付与した場合には、そのような自社株式オプションは、基本的に報酬性を有するものと理解すべきと考えられた。」とされている。</p> <p>1. スtock・オプション会計基準は、無償で付与する自社株式オプションを想定して検討されていたのであり、その当時においては、承知する限り自社株式オプションを有償で従業員に付与する取引は存在していなかった。したがって、上記は、権利確定条件付き有償新株予約権が報酬であると考えられる根拠にならない。</p> <p>2. もし同項が正しいのであれば、新株で発行された自己株式を従業員等が時価で購入した場合であっても、従業員や役員は会社に株の価値分の金銭を払い込んだにも関わらず、同額を会社は報酬として計上しなければならない。もちろん、現状は報酬として計上することはない(資本取引)。</p> <p>ちなみに普通株式は行使価格 0 円の新株予約権と同等と考えられるため、同項に当てはめると「行使価格 0 円の新株予約権の場合は報酬、普通株式の場合は報酬ではない」という矛盾が発生する。この点につき十分に検討し、結論の背景において合理的な説明を行う必要がある。</p>	
12) 本公開草案第 17	本公開草案第 17 項(3)は、「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引を実施	

² 本公開草案第 17 項(2)

ストック・オプション会計基準第 23 項において、「従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる。」とされており、企業は引受先を従業員等に限定して権利確定条件付き有償新株予約権を付与するため、基本的には、企業は追加的なサービスの提供を期待しているものと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>項(3)に記載されている理由が合理的でない。</p>	<p>した殆どの企業は、勤労意欲の増進等のインセンティブ効果を目的の1つに掲げているため、当該有償新株予約権の付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むかどうかにかかわらず、追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。」とされている。</p> <p>(コメント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入社間もない従業員に権利確定条件付き有償新株予約権を付与した事例を承知しているが、入社間もない従業員に権利確定条件付き有償新株予約権を付与したからといって、権利確定条件としての業績目標を達成するためのサービスを期待しているとは常識的に考えられない。 上記の例からもインセンティブ効果を目的の一つに掲げたとしても、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価と認識して権利確定条件付き有償新株予約権を付与すると断言することはできない。 2. インセンティブ効果の定義がないまま、勤労意欲の増進等のインセンティブ効果を目的の1つに掲げていることをもって追加的なサービスの提供を期待していたと解するのは説得力がない。 3. 2016年10月に日本取締役会協会が公表した経営者報酬ガイドライン(第四版)にも、「日本では高額ボーナスはインセンティブにならないとの意見もある」との記載や、「言い換えれば、まったく中長期インセンティブを持たないアカウンタビリティの欠如した固定重視の報酬体系を維持し続ける理由を探すことのほうが難しい」との記載もあり、インセンティブ=報酬ではなく、インセンティブ=動機づけとしても使用されており、本項(3)の記載で、どのような理由でインセンティブ効果=報酬としたのか詳細な説明を求める。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>4. 各信託銀行が提案する「信託型従業員持ち株制度」があるが、これらもインセンティブ・プランとして提案がなされており、この本公開草案第17項(3)の記載からすると、これらのスキームも報酬となってしまうことになる。持株会が報酬ではないのは明らかであり、有償新株予約権も同様に報酬ではないと考える。</p> <p>本公開草案にある「報酬」とは労働サービスの対価であり、「インセンティブ」とは「株価を上昇させようとする動機付け」と解釈しているが、それに相違ないか。</p> <p>もしそうであれば、この2つは全くの別物であり、「報酬」は金銭価値だが、「インセンティブ」は金銭で測ることのできないものである。両社は密接に関連している場合も多く存在するが、その本質は異なる概念である。このような異なる概念の代物を「報酬」＝「インセンティブ」とのように混同しているように見受けられる。特に、本公開草案(及びストック・オプション会計基準)では、「インセンティブ」に関する定義が存在しておらず、これらを混同せしめている原因となっていると考えられる。</p>	
<p>13) 本公開草案第17項(4)に記載されている理由が合理的でない。</p>	<p>本公開草案第17項(4)³について</p> <p>1. 前段は、勤務条件(従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件)が付されている有償新株予約権を付与する場合、勤務が要求されている期間のサービスの提供を期待しているものと推定し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・</p>	

³ 本公開草案第17項(4)

企業が従業員等に対して勤務条件が付されている有償新株予約権を付与する場合、一定期間のサービスの提供を期待せずに当該権利確定条件付き有償新株予約権を従業員等に付与する意義を合理的に説明することは通常困難であると考えられるため、勤務が要求されている期間のサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

また、企業が従業員等に対して業績条件が付されている有償新株予約権を付与する場合、業績条件が満たされないと権利を得られないことから当該権利確定条件付き有償新株予約権の付与は権利確定日までの間のインセンティブ効果に結び付き、権利確定日までの追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>オプションに該当する論拠にあげているものと考えられる。しかしながら、ストック・オプション会計基準は、無償で付与する自社株式オプションを想定して検討されていたのであり、勤務条件があることをもって権利確定条件付き有償新株予約権がストック・オプション会計基準の適用範囲になると解釈することは意図されていなかったと考えられる。</p> <p>2. 後段は、「業績条件が達成されないと権利を得られないことから当該有償新株予約権の付与は権利確定日までの間のインセンティブ効果に結び付き、権利確定日までの追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。」としているが、これは、「勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権」(第21項～第23項)を意識した前振りと考えられるが、前段に関するコメントと同様、ストック・オプション会計基準が想定していなかった適用範囲を拡大解釈することで対応することを意図しているものと考えざるを得ない。</p>	
14) 本公開草案第17項(5)の理由が合理的ではない。	<p>本公開草案第17項(5)⁴について</p> <p>1. 「業績達成の可能性の見積りに高い不確実性がある」としているが、そもそも特に上場企業の導入事例では、各監査法人と評価手法や評価の前提となる基礎数値等についての確認作業を経た上で導入になっており、『高い』不確実性のまま、これまで数百件の導入事例が積み上がっていたとは考えられない。</p> <p>2. また、そもそも、『高い』か『低い』かは、個別事案で検討すべきことであり、総じて</p>	

⁴ 本公開草案第17項(5)

権利確定条件付き有償新株予約権に業績条件が付されている場合、業績達成の可能性の見積りに高い不確実性があることにより、当該権利確定条件付き有償新株予約権の評価額には一定の幅があることとなるが、従業員等が当該評価額に基づく払込金額を割安であると考えて当該権利確定条件付き有償新株予約権の募集に応じる場合、業績条件が満たされないと権利を得られないため、業績達成のインセンティブ効果を有することとなり、企業は従業員等からの追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>『高い』ということはありません。</p> <p>3. 「不確実性」についても、そもそも株価算定等でもすべての事象において不確実性は必ず存在し、当該記載は恣意的な記載であると言わざるを得ない。</p> <p>4. 「評価額には一定の幅があることになる」とあるが、評価の前提について、監査法人等と協議・検討の上、算出された結果であり、株価算定書とは異なり、そのほとんどが算定結果を1本値で提出しており、一定の幅は存在していない。</p> <p>5. 「割安であると考えて」との記載については、投資自体を理解していないと言わざるを得ない。すべての投資は、投資対象の有価証券に関するあらゆる情報を検討の上、投資がなされるものであり、基本的にはどんな投資にも『主観的な割安』の判断が存在する。</p> <p>不動産だろうが企業買収であろうが、基本的な投資はすべてにこの『主観的な割安』の判断があり、通常の株式への投資行動も、将来の株価上昇などの期待から割安と考えて投資をするのである。この『主観的な割安』は報酬ではなく、客観的な割安がない限り報酬としての性質にはならない。</p> <p>6. 公正価値は、付加されている業績条件の困難度によって変化するため、かなり厳しい業績条件の場合には公正価値が必然的に僅少となることがある。そして、僅少な公正価値だと、すべての引受者が投資をするわけでは決してないことを付記させていただく。</p> <p>釈迦に説法で恐縮だが、宝くじを例として挙げる。</p> <p>宝くじの最大の損失は1枚あたり約300円だからということで、投資による元本毀損のリスク規模が許容度の範囲以内だということから宝くじを買う＝投資をすることがあるが、一方で、宝くじの成功確率は著しく低いいためほぼ当たることはない＝ほぼ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>確実に損失が発生するという判断から、無駄になる可能性を嫌気して買わないという選択肢も相当に採用されている。</p> <p>従って、発行価額が低いからといってみなが主観的に割安と考えることは決してなく、実際に公正価値が株価の0.1%未満であるが、応募人数が20%未満というケースも存在し、投資制度としての実態があり、報酬ではない。</p>	
<p>15) 本公開草案第17項(5)について、市場価格のない権利確定条件付き有償新株予約権の払込金額が時価より低い評価とされている前提は不適切である。</p>	<p>公開草案においては、その適用範囲について、市場価格がない新株予約権を対象としており、市場価格のあるものについては、適用対象外としている。</p> <p>これに対して、公開草案の考え方は、権利確定時点での失効見積もりが変更され払込価額と評価額に差が生じる場合にはインセンティブ効果があることを理由として、報酬性があるものとして考えるとの整理である。</p> <p>この考えに立脚すれば、仮に新株予約権に市場価格があったとしても、払込価額と評価額(市場価格)に差が生じる場合には報酬性のあるものとして扱われなければ整合性が取れないはずである。これは、結局のところ、割安価格での新株予約権の付与を論拠とした報酬性の判断であるものと理解しているが、この考え方に立脚すれば、市場価格が存在しない場合であっても、合理的に算定された価額(時価)として認められる価格をもって取引されているものについては、同様に適用範囲外とすることを考えられたい。</p> <p>一般的に、「権利確定条件付き有償新株予約権」は、その発行に際して専門家に新株予約権の公正価格の算出を依頼し、当該金額に基づいて払込価額を決定する実務が通例である。当該金額は、会計監査人である監査法人や顧問弁護士が会社法上の有利発行規制の観点から報酬の該当性にかかる確認を行っていることが一般的である。このようなプロセスを踏まえた当該金額は、本論点にて懸念されるような割安価格には該当しないため、本件発行を報酬として認識すべきではないと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>16) 本公開草案第 17 項(3)から(5)に記載されている理由が合理的でない。</p>	<p>本公開草案の第 17 項(3)から(5)から読み取れるロジックは以下の通りと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *まず業績条件があるから追加サービスをしようというインセンティブが働く *インセンティブがあるから報酬性がある *報酬性があるから費用計上すべき <p>しかし、ここでも論理破綻が見られる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業績条件がない通常のストック・オプションや単なる自社株を購入でも株価をあげるために追加サービスしようというインセンティブが働く。 この点に鑑み、前述のとおり「時価で自社株購入」した場合は報酬に当たらず、有償新株予約権の場合は報酬となるという合理的な説明を頂きたい。 2. インセンティブと報酬は全く別の概念なのに、この 2 つを同一化しようとするレトリックは破綻している。 報酬とは「労働の対価」であり、無償のストック・オプションは「付与時の公正価値」が労働の対価として報酬と判断されているはず。 ここで大事なのは現時点の会計基準でも報酬額は「付与時の無償オプションの公正価値」とされていることだ。その後の追加サービスが功を奏して株価が上昇し、結果 1,000 円のキャピタルゲインが出て付与時の価値が 100 円であれば、会計上の報酬額は 100 円であり、決して 1,000 円ではない。ストック・オプションや自社株を手にする事で株価を上げようとするインセンティブが働くことはあっても、その未来の努力が報酬と補足されるのは理論的にもおかしい。 3. 新株予約権の価値と追加労働サービスの対価には何の関係もない。 有償のストック・オプションは付与時の公正価値で従業員が購入している。もしこの 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>オプションが譲渡できるのであればその経済価値は付与時の公正価値にほかならない。もし報酬と認識されたとしても付与時の公正価値以上でも以下でもないはずである。</p> <p>また権利行使条件を達成するために払われた追加サービスと、権利行使条件のないオプションの価値とは全く関係がない。オプションの価値は金融商品としてのブラック・ショールズ式等で算出されるもので、その価値の源泉は対象株式の株価変動性(ボラティリティ)である。したがって、将来の労働の対価とは全くの別物であるにも関わらず、この2つを同一化することも論理破綻している。</p>	
本公開草案第 18 項の記載が合理的でないことから本公開草案に同意しないコメント		
<p>17) 本公開草案第 18 項の記載が合理的でない。</p>	<p>本公開草案第 18 項は、「有償新株予約権の公正な評価額と付与時の当該権利確定条件付き有償新株予約権の払込金額との差額がおおむねゼロであったとしても、権利が確定するまでの間に当該執行の見積数に重要な変動が生じる場合、変更後の見積数により当該権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額を変更することとなる。この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)から(5)に記載しているような業績達成のインセンティブ効果を反映するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。」とされている。</p> <p>この考え方は、本件取引を報酬取引と認識したうえでストック・オプション会計基準を適用した後に、当該会計基準の中にて検討される費用測定論点である。</p> <p>ストック・オプション会計基準の適用対象となるか否か(≒報酬取引であるか否か)という入口の判断において、報酬取引と見做した後での取り扱いを論拠とすべきではない。</p> <p>本件取引の報酬性の認識は、新株予約権を労働等のサービスの対価として付与しているか否かという「報酬」の定義に該当するか否かによって判断すべきであり、当該サービス</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>の対価であることの理由付けにおいてストック・オプション会計基準内部の特有の測定基準である「公正な評価単価」(業績条件を取って評価上考慮しない価格)の概念を持ち出すべきではない。</p> <p>本公開草案第18項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 第17項(2)と同様に、もともと典型的なストック・オプションについて述べているので、本公開草案第15項にも記載されているように、「公表時には想定されていなかった」ものをここで論拠とすることは『不適切』である。 また、本記載は、あくまで、本件取引を報酬取引と認識したうえでストック・オプション会計基準を適用した後に、当該会計基準の中にて検討される費用測定の内容になっており、そもそも本公開草案第17項から第23項を参照すると報酬性があると考えたという論拠として記載がなされるべきであるにも関わらず、その論拠の記載とはなっていない。 	
<p>勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権に関する本公開草案の提案に同意しないコメント</p>		
<p>18) 勤務条件が付されていない有償新株予約権に報酬性は無い</p>	<p>本公開草案においては、勤務条件が付されているか否かに関わらず、有償新株予約権の付与を報酬として認識し、業績条件の達成により権利が確定した際には株式報酬費用が認識される取り扱いを提案している。その結果、過年度において既に退職済みで発行企業に対して何ら追加的なサービスを提供していない元従業員等に対する報酬が認識されることとなる。ストック・オプション会計基準の本質的な考え方として、企業が消費した労働サービスを費用として認識するための会計処理であるにも関わらず、このような取り扱いとなることについて違和感を覚えざるを得ない。</p> <p>有償新株予約権を付与している企業のうち、勤務条件を設定せずに有償新株予約権を付与している企業は、その前提として当該取引を新株予約権に対する投資制度として位置付</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>け、新株予約権を購入する取引であると整理している企業が多いものと推察する。そして、このような企業においては、従業員等が購入した新株予約権が当該従業員等の個人資産としての投資商品であるという側面を強調し、新株予約権者である従業員等の退職後においても権利行使を認めたものであると考えられる。このような実態に鑑みると、勤務条件の付されていない有償新株予約権については報酬取引として認識するよりも、金融商品の売買に準じた会計処理を行うことが適切であるものとする。</p> <p>本公開草案第21条(1)においては、「権利確定条件付き有償新株予約権」を従業員等に付与する場合、「従業員等の退職が予め想定されることは稀であると考えられ通常、勤務条件が明示されていなくとも当該期間の勤務が期待されていると考えられる。」とされているが、投資制度としての特徴を考慮する検討を省略したが故の議論を展開するものである。すなわち、従業員等に付与する「権利確定条件付き有償新株予約権」は、全て報酬であるとの結論から当該取引を整理しようとするため、投資制度として発行する「権利確定条件付き有償新株予約権」の発行目的を無視し、勤務条件が明示されていなくとも退職するものが存在せずサービスを提供する旨の前提を採用しているものと思われる。この点からも、ストック・オプション会計基準の報酬概念を再定義することでの対応が必要であり、その上で「権利確定条件付き有償新株予約権」の会計処理の在り方を議論すべきであるとする。</p> <p>なお、実務対応委員会で議論されていた、業績条件の充足前に退職したときに、どのように報酬費用を測定するかについては、本公開草案では取りあげられておらず、この点が明らかでないことを念のため付言する。</p>	
その他の理由で本公開草案に同意しないコメント		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>19) 権利確定条件付き有償新株予約権は、金銭を支払った時点で、取引が完了しているため、ストック・オプション会計基準を準用すべきではない。また、本公開草案は、ストック・オプション会計基準の整理と整合していない。</p>	<p>有償新株予約権は「付与時に従業員等が金銭を払い込む点を除けば」無償ストック・オプションと同一であるかの如く扱い、同じく報酬として看做すことを提案しております。しかし、以下の理由で、この「金銭の払込」の意味は、有償新株予約権の仕組みが無償ストック・オプションと似て非なるものとして区別しなければならず、有償新株予約権にストック・オプション会計を導入することに同意しない理由であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スtock・オプション会計基準第49項「付与したストック・オプションと、これに応じて提供されたサービスとが対価関係にあることが前提とされており、企業の経済合理性を前提とすれば、当該ストック・オプションとサービスとは、契約成立の時点において、等価で交換されていると考えることができる。」と記載されております。 2. スtock・オプション会計基準第50項「付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないものとみているため、(中略)本会計基準では、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価をもとに算定を行うこととした。」 3. スtock・オプション会計基準 公開草案に対する対応 P.3 「(1)(省略)は、従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた。」 <p>以上、ストック・オプション会計の趣旨をまとめると、 『「無料で価値のある権利を与えるので、労働で見返りを期待する」ということで、その「価値ある権利」とは、付与の時点で公正な評価に基づいて算出された価値であり、付与時点で「労働と等価」である。だから付与者が将来得るであろうメリットは、発行した企業側から見れば「報酬」なのである。』</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>しかし、新株予約権を購入する場合は、何かの対価の代わりに新株予約権を付与するという取引とは異なる、と明確に記載しております。</p> <p>有償新株予約権は、既に契約時点で公正なる価値に対して付与者が公正な対価を支払い、新株予約権を購入した形となっております。ましてや、ストック・オプション会計においても、付与日以降の公正評価の変動は労働の価値とは直接関係を有しない、と明記しております。よって、有償新株予約権は、購入時点で、発行企業と付与者間で将来の価値や労働など期待の提供を内包する取引が完了していると解する以外考えられません。</p> <p>ストック・オプション会計基準では、付与時に給付される新株予約権の価値が、従業員等による追加的なサービスと等価交換されているとの整理がなされているが(ストック・オプション会計基準第44項)、本公開草案では、業績条件の達成見込みの変動を理由として、公正な評価額を変動させるとしており(本公開草案第25項)、付与時に算定されない価値を事後的に「報酬」として把握するかに見える。本公開草案は、ストック・オプション会計基準第44項とは異なり、付与時には「報酬」と認識せず、価値を算定しなかった部分につき、会社の状況の変化に応じて事後的に「報酬」とすることを提案するものか説明されたい。</p>	
20) ストック・オプション会計基準の公表時のコメントと整合していないため、本公開草案に同意しない。	<p>ストック・オプション会計基準の公表時のコメントにおいて、本件と概ね同様の取引(新株予約権の譲渡により結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引)に関する質問があり、これをストック・オプション会計基準の対象範囲外として整理された経緯がある。当該取引は、未公開会社で公開準備中である企業を想定し、会社がオーナー社長に有償で適正な時価にて新株予約権を発行し、当該オーナー社長が新株予約権を従業員に同額で譲渡する取引であり、オーナー社長を仲介することを除けば、本件と同様の取引であるといえる。これに対し、当時のASBJは、当該質問に対して</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>「従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた」と回答している。これまで有償新株予約権を付与した企業は、その会計処理にあたっては、当該取引を「従業員が新株予約権を購入する取引」と判断し、複合金融商品適用指針を適用してきたものとするが、当該判断の過程において、当時のASBJの上記回答を参照・斟酌した要素も少なくないものと思料する。多くの企業が有償新株予約権の発行における開示資料等において「報酬ではなく投資制度である」と強調していることは、この証左であるとも考える。</p> <p>従って、本公開草案における説明は、当時のコメント案への回答の内容を信頼し、実務として定着していた実情に対して説明が不足しているものとする。仮に、本公開草案が従来の会計処理の考え方を改めるものであれば、「想定していなかった取引」として「取り扱いが不明確であった」という説明ではなく、「取り扱いを改めるものである」と明記すべきである。</p>	
21) 本公開草案第4項ただし書きに定める反証規定について、要件や例示を設けるべきである。	<p>本公開草案においては、「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」には、当該有償新株予約権の付与はストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとし、複合金融商品適用指針に従い会計処理を行うべきことが示されている(公開草案第4項ただし書き)。</p> <p>しかしながら、ここでいう「対価性のないことを立証」するに際して必要となる要件が明示されておらず、当該規定の適用可否を判断するに当たり実務上の困難さを生じさせる可能性がある。</p> <p>これは、限定的な例示を行うことにより実務上の判断において柔軟さを損なうことを懸</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>念した配慮であると思われるが、本規定への該当性を判断するための要素を不明確としたままでは、当該規定を適用する際に実務上の判断に多様性を生じさせることも考えられるため、当該規定を適用するための考え方を明示するとともに、要件や例示を設けるべきである。</p> <p>「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」の例示について</p> <p>本公開草案において、有償新株予約権に市場価格ある場合を本実務対応報告の対象外としている(第2項)から推測するに、有償新株予約権の価額について割安価格でないことを立証することが労働の対価性がないことの立証方法の一つとして考えられるため、例えば「有償新株予約権の発行価額が割安な価額でないことを立証できる場合」を当該規定の一例として明示するなど、実務上の混乱を回避するための措置を講ずるべきである。</p> <p>「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」の例示について</p> <p>ストック・オプション会計基準第29項においては、「経済的に合理的な行動を行う企業が自社株式オプションや自社の株式を付与又は交付するからには、それらは基本的に対価性を有していると考えられる」とあるが、有償新株予約権を付与している企業の殆どは、当該新株予約権の時価に相当する金銭を対価として新株予約権を付与していることから、当該金銭の払込により対価関係が完了していることを主張することが考えられる。現状の公開草案の記載では、当該主張により対価性に関する立証が可能であるか否かが不明確である。</p> <p>ストック・オプション会計基準第16項(7)が実質的に機能しないおそれがあること</p> <p>公開草案は、発行企業の意図に反する実態に合わない会計処理の強制を回避する手当を</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>設定していることは承知している。すなわち、本公開草案第4項において、「ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価(ストック・オプション会計基準第2項(4))として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとし(ストック・オプション会計基準第16項(7)及び第29項)、当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引についての会計処理は、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)に従う。」と規定されている。</p> <p>しかし、付与対象者を従業員等とする「権利確定条件付き有償新株予約権」を一律にストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬とする旨の解釈は、「従業員等に付与すること＝労働や業務執行等のサービスの対価とすること」を前提にした組み立てであり、何をもって労働や業務執行等のサービスの対価とみなすかの定義がなされていない。定義がないまま、対価として用いられていないことを立証することは、いわゆる悪魔の証明とも言える。実務上、立証は困難であり、付与対象者を従業員等とする「権利確定条件付き有償新株予約権」を一律に、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬とすることが強制されるものと考えられる。</p> <p>本公開草案の第20項の記載について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相当な混乱が生じる可能性があり、立証の例示をすべきである。 2. 例えば、以下の場合はどうか? <ul style="list-style-type: none"> ・「有償新株予約権」を「役員」への「公正価値発行」として株主総会に付議 ・株主総会で株主の承認を得た 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>この場合、会社法では「役員報酬」にはなりようがないと考えるが、本公開草案が導入されると、会計処理では報酬としての費用計上となってしまい、実務上の混乱が発生することになる。</p> <p>この点について、論点整理はなされているのか、お答え頂きたい。</p> <p>業績条件を評価項目に組み入れる株式オプション評価モデルを用いて算定された新株予約権(いわゆる有償ストック・オプション)の時価相当額を払込金額とする場合の新株予約権が本公開草案の適用対象に含まれる場合も、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている株式オプション価格算定モデル等の算定技法により算出された時価相当額で新株予約権を引き受けている場合は、その事実をもって、対価性のないことが立証されているものとして処理し、会社法の「報酬等」との整合性を維持することができるわけではないとの理解でよいか。</p>	
質問2: 会計処理に関する質問		
本公開草案の提案に同意するコメント		
22) 本公開草案の提案に同意する。	基本的にストック・オプション会計基準及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下「ストック・オプション適用指針」という。)に準拠した取扱いとする提案に同意する。	
本公開草案の提案に同意しないコメント		
23) 質問1に同意しないため、質問2についても同意しない。	質問1に同意しないため、質問2についても提案には同意しない。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
一部の会計処理を明確にすべきというコメント		
24) 新株予約権として計上した払込金額が、権利不確定による失効する場合の会計処理を明確にすべきである。	<p>本公開草案第5項(6)では、新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上することが定められているが、当該利益の計上時点について、業績条件の達成見込みがないと判断された時点で計上するのか、業績条件を達成しないことが確定した時点で計上するのかを明らかにすべきと考えられる。</p> <p>本公開草案第5項(6)について、利益を計上する時点が明示されていないため、「権利が失効することが確定した期に利益として計上する」といった文言を入れてはどうか。</p>	
25) 業績条件のみが付されている場合の「権利確定日」の判定について、明確化すべきである。	<p>業績条件のみが付されている場合の「権利確定日」の判定について、明確化すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第7項(3)において、「勤務条件は付されていないが業績条件は付されている場合、業績の達成又は達成しないことが確定する日を権利確定日とする。」と定義されている。業績条件のみが付されているケースにおいては、具体的に、何ををもって「業績の達成又は達成しないことが確定」したと言えるのか、必ずしも明らかではない。例えば、営業利益が一定の金額を超えるという業績条件のみが付されている場合、営業利益の「確定」によって新株予約権者の権利が確定することになるが、営業利益が「確定」するタイミングに関して、実務で多様性が生じるおそれもあると考えられる。したがって、業績条件のみが付されているケースの権利確定日(一定の業績の達成又は不達成により業績条件を満たし権利が確定する日)について、例えば「権利確定日として合理的に予測される日として判定する」旨の説明を加えるべきと考える(ストック・オプション適用指針第17項(3)参照)。</p> <p>本公開草案では、権利確定日の見積もりにおいて、「業績の達成又は達成しないことが</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>確定する日を権利確定日」としている(第7項(3))。</p> <p>この点、有償新株予約権の発行事例を参照する限り、多くの事例において業績条件の判定は当該決算期に係る有価証券報告書(または決算短信等)に記載された数値を参照することとされている。このような場合において、権利確定日として想定すべき日は判定事業年度である決算期末、または有価証券報告書(または決算短信等)の提出日であることが考えられるが、本公開草案においては、その考え方が明示されておらず、実務において多様性が生じる可能性がある。したがって、実務指針としての役割として、このような多様性を避けるため、権利確定日に関する考え方を補足することが望ましいものとする。</p>	
26) 失効の見積数の算定方法を明確にすべきである。	<p>付与日から権利確定日までの直前までの間に、権利不確定による失効の見積りに重要な変動が生じた場合に見直しすることとされているが、権利確定条件付き有償新株予約権については、業績測定期間の最終段階になり失効数の見積りを精緻に行うことが初めて可能になる場合など失効見積り数の修正による費用計上額の影響が大きい場合が多いものと考えられることから、「重要な変動が生じた場合」はどのような場合であるのか明確にしないとばらつきが生じる懸念があるため、明確化が必要であるとする。</p> <p>権利不確定数による失効の見積り数について(公開草案第5項(3)(4))</p> <p>権利確定条件付きの有償新株予約権について、権利確定条件に業績条件が含まれる場合、その達成確率を計算するための手法として広く市場参加者に受け入れられている方法は存在しないと考えられる。すなわち、業績の達成確率は、過去の業績の変動推移だけでなく、当該企業の置かれている現在の外部経営環境や経営者の行動をはじめとする内部経営環境にも影響され、その確率を客観的に数値化するのは困難な領域と考えられる。設例の前提では、業績条件を考慮した見積失効数が十分な信頼性を持って見積ることができるものと仮定されているが、どのような前提条件を満たせば十分な信頼性を持って見積るこ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>とができるといえるのかの示唆に乏しい。他方、ストック・オプション会計基準第52項では、十分な信頼性をもって失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではないとされている。本公開草案において、権利確定条件付き有償新株予約権については、どのような場合に第52項に該当するのか明確にすべきものとする。</p> <p>仮に、業績条件を考慮した見積失効数が十分な信頼性を持って見積ることができる場合においても、権利確定条件付き有償新株予約権の権利確定数の見積方法の開示(ストック・オプション会計基準第16項(4))においては、算定にあたって使用された算定技法、計算にあたり置かれた仮定(例えば将来の業績達成確率は過去の業績推移のみに依拠するなど)、使用されたデータ、そして発行会社が業績見通しを公表している場合にはそれとの整合性等、について十分に説明されることが必要とする。</p> <p>本公開草案第5項(5)②において、「付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合(ストック・オプション会計基準第11項の条件変更による場合を除く。)、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す」とあるが、本公開草案、ストック・オプション会計基準及び適用指針のいずれにおいても、業績条件が付されていた場合における、その達成・不達成の見積もりに関する具体的な見積もり方法の指針が明示されていない。</p> <p>特に、有償新株予約権の業績条件として、将来の特定の決算期に係る利益目標(例えば、営業利益)の達成を条件としている場合において、企業内部の利益計画等を参照して判断すべきか、あるいは実績ベースで判断すべきか等、その方法について実務において多様性が生じる可能性がある。また、会計監査の場面においても、当該見積もりについての検証を行うことが困難な場面が生じ得るものとする。このような実務上の混乱を回避する為の方法として、業績条件に関する失効見積もりに関する具体的な方法を例示などで示すべ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>きである。</p> <p>これは、有償新株予約権のみの論点ではなく、ストック・オプション会計基準が想定していた無償型のストック・オプションにおいても同様の論念が生じ得るものであるが、一般的なストック・オプションには業績条件が付されていない事例が多数なのに対し、有償新株予約権の発行事例の殆どは業績条件が付されていることから、これまでの一般的なストック・オプション以上に明確化の需要があるものとする。</p> <p>本公開草案は、失効の見積数として、業績条件の達成可能性の評価を毎期末に行うこととなるが、これについてなんらの設例も指針も存在せず、実務上、監査人との見解の相違等々の多くの混乱や負担を招きかねない。</p> <p>また、失効の見積数の変動として業績条件達成前に費用計上し、その後結局業績未達により新株予約権が失効した場合、株式報酬費用のマイナス残高が生じることとなると考えられる。これが正しければ、実務上混乱の無いよう、設例として設けるべきである。</p>	
27) 未公開企業における取扱いについて、明確化すべきである。	<p>未公開企業における取扱いについて、明確化すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>ストック・オプション会計基準第13項において、未公開企業については、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができるという特例が定められている。一方、本公開草案においては、第8項にて「本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の定めに従う。」とされていることから、本実務対応報告が対象とする取引に対しても、ストック・オプション会計基準第13項の特例の適用は可能であることが示唆されていると考えられる。しかしながら、未公開企業であっても、権利確定条件付き有償新株予約権を付与するに当たり、従業員等による払込金額を算定するため</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>に、権利確定条件を反映させた公正な評価額を算定していることから、ストック・オプション会計基準第13項の特例の適用が認められるのかどうか、必ずしも明らかではない。よって、本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい。</p> <p>本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別はなく、未公開企業にも適用されるものと見受けられる。ここで、本公開草案においては、従来の会計基準の運用と同様に、未公開企業にもストック・オプション会計基準における未公開企業における取扱い(13項)が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解している。</p> <p>これにつき、当該取扱いについて、本公開草案では明示的に示されていないので、未公開企業における取扱いについては当該特例が適用できる旨を明示することが望ましいと考える。</p> <p>なお、仮に当該方法が認められないとなると、ストック・オプションを無償で発行された場合と有償で発行された場合で取扱いが異なるものとされる理由を明示すべきであるとも考える。</p> <p>未公開企業の取扱いについて(公開草案第8項)</p> <p>本公開草案第5項(4)において、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価の算定技法の利用については、ストック・オプション会計基準第6項(2)に従うとされている。この点、ストック・オプション会計基準第13項では、「未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理することができる。」とされている。また、本公開草</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>案第8項において、「本実務対応報告に定めのない他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の定めに従う。」とされている。</p> <p>これらからすれば、本公開草案において、未公開企業については、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価についても、単位当たりの本源的価値に基づき、会計処理することを容認しているものと考えられる。公開会社(会社法第2条第5号)においては、有利発行でない場合には取締役会決議のみで発行できることから、通常、発行時に払込金額の算定にあたり、有利発行に該当しない公正な評価単価を算定しているものと考えられる。他方、未公開企業の場合は公正な評価単価の算定が難しいことから、本源的価値による算定を認めており、その結果、報酬費用計上がなされないことになっているとすれば、公開企業と同様に有利発行に該当しない公正な評価単価の算定を発行時にすでに行っている場合においては、当該公正な評価単価により、適切な報酬費用が計上されるようにすべきものと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案において、権利確定条件付き有償新株予約権については、未公開企業に対する本源的価値の容認を認める必要はないものと思われる。</p>	
<p>28) 権利確定条件に強制行使条項が含まれている場合の取扱いについて明確にして頂きたい。</p>	<p>業績条件に株価条件も含むとされているが、強制行使条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権についても、実務対応報告の範囲に含まれるのか、及び、範囲に含まれる場合の会計処理の明確化をご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>新株予約権の行使の条件のうち、株価が一定額を下回った場合に新株予約権の行使をしなければならないとする条件が付されているケースがある。このような強制行使条項がある場合、会社側が(株価が上がった場合ではなく)株価が下がった場合にも失効の見積数</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>に反映され、報酬費用を計上することが考えられる。当該処理は、株価が下がった場合にも、従業員等にとって強制執行条項に該当するとマイナスの経済負担が生じるため、従業員等は株価を上げるために業績を回復させようとすると考えられ、インセンティブ効果が必ずしも否定されるものではないと考えられることによる。このため、強制執行条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権についても、実務対応報告の範囲に含めて、業績条件(株価条件)と同様の会計処理をすることを考えられるが、本公開草案では明確にされておらず、実務上の取扱いが異なってくるのが懸念される。報酬性との関係を整理したうえで、強制執行条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権が実務対応報告の範囲に含まれるのか、及び、仮に含まれる場合の会計処理について明確化すべきと考えられる。</p> <p>権利確定とは、権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得すること(ストック・オプション会計基準第2項第2号)と定義されている。当社が平成28年5月に割り当てた第15回新株予約権には、権利行使期間内において株価が予め設定した所定の水準を下回った場合に、新株予約権の権利行使が義務付けられる条項(以下、「義務条項」という。)が設定されている。当該条項は、ストック・オプション本来の権利を獲得することとは意味合いが異なり、権利確定条件には該当しないという整理が当社の理解である。</p> <p>当社以外の上場会社が導入している有償新株予約権にも、このような義務条項が設定されている事例が散見されるため、今般の実務対応報告の適用が及ぶ範囲に義務条項が含まれることとなるのか取り扱いを明確にすることを検討されたい。</p> <p>当社が発行する権利確定条件付き有償新株予約権は、新株予約権者の勤務条件や当社の業績推移と一切関係なく、当社株式の市場価格推移のみに影響を受けて強制的に新株予約</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	権を権利行使する義務の発動が付されている。勤務・業績状況と無関係に市場価格推移のみで強制権利行使義務が顕在化する上、退任・退職後も当該義務条項が解除されない「リスク金融商品を公正価値で有償付与する行為」に、報酬の性格はなく労働や業務執行等のサービスの対価に該当するとは考えられない。	
質問3：注記に関する質問		
本公開草案の提案に同意するコメント		
29) 本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	
本公開草案の提案に同意しないコメント		
30) 質問1に同意しないため、質問3についても同意しない。	質問1に同意しないため、質問3についても提案には同意しない。	
一部の注記事項を明確にすべきというコメント		
31) 連結財務諸表を作成する場合の個別財務諸表における注記事項を明確にして頂きたい。	連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表において同様の注記が必要であるかが不明確であるため明らかにしていただけないか(第10項(2)の注記も同様)。	
質問4：適用時期及び経過措置に関する質問		
公開草案の提案に同意するコメント		
32) 本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>案に基本的には同意する。</p>	<p>公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるという提案に同意する。</p>	
	<p>公開草案で提案されている会計処理自体には同意しないが、現状の結論を変更しないまま進める場合には、会計処理において経過措置を設けることには賛成する。</p>	
<p>公開草案の提案に同意しないコメント</p>		
<p>33) 質問1に同意しないため、質問4についても同意しない。</p>	<p>質問1に同意しないため、質問4についても提案には同意しない。</p>	
<p>34) 適用時期については、期首からの適用に限定すべきである。</p>	<p>仮に本公開草案が適用されることになった場合を想定しても、適用時期は一定の予備期間を設け、会計上の混乱を防ぐためにも各企業の翌期初からの適用にすべきだと考える。</p>	
	<p>経過措置により同一の期におけるストック・オプションの会計処理について異なる二つの会計処理が行われることを防止するため、適用時期は期首からの適用に限定すべきと考えるがどうか。(例えば、同一会計期間内で公表前に付与したものと公表後に付与したものがあある場合、両者は同一の会計処理が行われるべきと考えるがどうか)</p>	
<p>35) 遡及適用と経過措置の適用の取扱いを並列的にすべきである。</p>	<p>本公開草案では、第31項において公表日より前に有償新株予約権を付与した場合においても本実務対応報告における会計処理を遡及的に適用すること原則である旨が示されている。この点、本実務対応報告の公表日以前に有償新株予約権の付与している企業の多くは当該経過措置の適用を検討することが想定されるが、本公開草案の記載のとおりであると、原則的取り扱いである遡及適用ではなく例外的取り扱いである経過措置を適用する場合に一定の理由の説明が必要とされるように読めてしまう可能性がある。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>遡及適用を原則とする旨の記載があることによって、実質的に経過措置の適用が阻害される可能性に配慮し、本実務対応報告の定める会計処理と経過措置については原則・例外という定めではなく、本実務対応報告の公表日より前に付与されたことを条件として任意に選択可能であることを明示するなど、並列的な扱いとすべきと考える。</p>	
経過措置に関するその他のコメント		
<p>36) 経過的な取扱いによった場合の注記を定めるべきである。</p>	<p>経過措置を採用した場合の注記について、期間比較性を確保する観点から、「公表日より前に付与した取引については従来採用した会計処理を継続している旨」についても注記することとしてはどうか。</p>	
<p>37) 経過的な取扱いによった場合の注記の範囲を明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案第10項(2)の注記について、事業年度の期首時点において権利行使期間が終了していない取引のみを対象とする等、注記を求める取引の範囲を明確にすべきであると考える。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案の提案に従うと、公表日前に付与した取引について、権利行使期間が終了し、全ての会計処理が完結した後においても、一定事項の注記を続けていくことが要求されるようにも読むことができる。しかしながら、事業年度の期首時点で権利行使期間が既に終了し、会計処理が完結した取引については、情報の有用性は限定的と考えられるため、注記を求める必要はないと考えられる。</p>	
<p>38) 経過的な取扱いによった場合、公正な評価単価の注記が不要な旨を明らかに</p>	<p>経過措置を適用した場合の注記項目を見直すべきである</p> <p>本公開草案では、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続するための要件として、有償新株予約権の内容、規模及びその変動状況の注記が求められている。また、「内容、規模及びその変動状況」の詳細については、財務諸表等規則第</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
すべきである。	<p>8条の15にて定められている。</p> <p>当該開示を行うにあたり、開示対象となる要素として「付与日における公正な評価単価」があるが、過去に有償新株予約権を発行した企業は、当該新株予約権の時価に関する情報については保有しているが、当該新株予約権に付加されている条件の一部を敢えて考慮せずに算出した価額(会計基準における「公正な評価単価」)に関する情報は入手していない場合も多い。本公開草案の適用により、これまで必要とされていなかった情報を新たに取得する必要が生じることで、一定のコストが必要となる。</p> <p>本公開草案では、結論の背景(32項)において「取引の開始から数年経過している企業が少なくないことを考慮すると、公表日より前に発行された当該権利確定条件付き有償新株予約権について過去に遡って付与日における公正な評価単価や失効の見積数を算定する場合、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる」とあり、実務上の困難さを軽減するための経過的取り扱いを認める趣旨であるにもかかわらず、注記事項として公正な評価単価の開示が求められることで、結局のところ追加的なコストが生じてしまうこととなり、実務上の負担軽減という趣旨が実質的に機能しないこととなる。</p> <p>そのため、本件の経過措置を適用する場合における注記事項から「付与日における公正な評価単価」を除外するなど、注記の内容についても一定の見直しが必要である。</p>	
39) 本実務対応報告を適用した場合、会計方針の変更として開示する必要があるかどうかを明確にして頂きたい。	<p>本公開草案第10項(2)に記載の、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続し、かつ公表日以後、新たに従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引がない場合は、本実務対応報告を適用したことについて「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として開示する必要があるかを明確にしていきたい。(実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」について、適</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	用初年度より前に締結されていた信託契約に係る会計処理について従来採用していた方法を継続する場合についても会計方針の変更に該当すると、実務上取り扱われていたが同様でしょうか。	
質問5：その他		
本公開草案が対象とする取引についてのコメント		
40) 類似の取引についても会計処理の取扱いを示すべきである。	<p>本公開草案における実務対応報告が対象とする取引の範囲を第2項に定める取引に限定する方向性については賛成するが、以下のような類似のスキームについても参考にできるような取扱いを示すことをご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子会社の従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引 ● 従業員等以外(取引先等)に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引 ● 従業員等に信託を通じて権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引 <p>具体的には、実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第26項の記載のように、「なお、本実務対応報告で取扱っていない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。また、今後の実務の状況により、必要に応じて、別途の対応を図ることも考えられる。」などを追記すべきと考えられる。</p> <p>企業が信託に権利確定条件付き有償新株予約権を発行し、一定の条件が満たされた場合に、従業員等に対して信託から有償新株予約権を付与するスキームが見受けられる。最終的に従業員等に付与することを目的として発行される権利確定条件付き有償新株予約権についても、本公開草案の対象範囲に含まれるという理解でよいか、確認させていただきたい。</p>	
41) 勤務条件のみが	勤務条件のみが付されている取引の本実務対応報告の適用について、明確化すべきであ	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
付されている取引の本実務対応報告の適用について、明確化すべきである。	<p>る。</p> <p>業績条件が付されておらず、勤務条件のみが付されている取引については、本実務対応報告の対象とされていない(本公開草案第2項(2)参照)。これは、そのような取引の事例がごく僅かな件数しか見られず、また、審議開始時点における直近1年間では発行されていないことから、検討対象から除外されたものと理解している。仮に勤務条件のみが付されている取引が今後発生した場合に本実務対応報告の適用を想定しているのであれば、検討対象から除外された経緯を鑑み実務対応報告本文には記載しないとしても、適用が想定されている旨を結論の背景に記載することが望ましい。</p>	
42) 適用対象として想定している取引の要件の必須項目を明らかにすべきである	<p>本公開草案では、適用対象とする取引の範囲を第2項にて「概ね次の内容で」として複数の要件を列挙しているが、それぞれの項目のうち特に重視する要素があれば、明示すべきである。</p> <p>最終的には、財務諸表作成者である企業側での実態判断の要素があることは理解しているが、現状案のように多くの項目を並列的に定められた場合、このうち一部を満たし一部を満たさない取引が発生した場合に、実務対応報告が意図している取引の範囲を必要以上に拡大解釈がなされてしまう可能性もあり、実務上の混乱の原因となりかねないと考えられる。例えば、企業外部の投資家を引受先とした場合であって、勤務条件が付されないことを除けば第2項の全ての要件に該当してしまう可能性すらある。このような適用範囲の曖昧な定義付けは、当社のような投資家の地位や新株予約権への投資行為そのものの位置付けを誤解させることにもつながりかねない。そこで、例えば、企業の役員又は従業員を対象としていることや、労働の対価として付与したものであることなど、実務対応報告の適用範囲を検討するための必須要件があれば、それを明示すべきである。</p>	
43) 従業員等以外に	本公開草案第14項(1)によれば、対象となる有償新株予約権は、引受先が従業員等に限	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>も発行することが可能な新株予約権は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか明確に示されたい。</p>	<p>定されるとのことであるが、法律上、従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか明確に示されたい。</p> <p>仮に、法律上、従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権のうち、事実上、従業員等にのみ発行することが可能な新株予約権(念のため付言すると、従業員等にのみ発行する旨又は勤務条件を付す旨の定めがあっても、これが新株予約権の内容(会社法第236条)を含む募集事項(同第238条第1項)又は行使条件(同第915条第1項、第911条第3項第12号ハ)として定められていない新株予約権は、全てこの新株予約権に該当することになる。)は当該新株予約権の内容にかかわらず本公開草案の適用対象となる、と整理されるのであれば、その理由を説明されたい。</p> <p>事実上、従業員等にのみ発行することが可能な新株予約権が本公開草案の対象となる旨整理された場合であっても、実際に従業員等以外に発行された場合は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか。</p> <p>この点、具体的なケースで検討するに、新株予約権の引受人募集当初は、事実上従業員等にのみ発行される予定であったが、引受不足分の発行枠を埋める必要がある等の理由により、従業員等以外にも発行された場合は、従業員等に対する発行分と従業員等以外に対する発行分とで本公開草案の適用対象となるか否かが分かれ、各新株予約権の間で会計上の処理(とりわけ公正な評価額)が異なってくるのか。逆に、発行決議時に従業員等以外に発行する予定があったが、実際には従業員等にのみ発行された場合は、付与日・割当日といった一定の時点から又は遡って本公開草案の適用対象となるのか。さらには、従業員等にのみ発行された新株予約権が従業員等以外に譲渡されたり、従業員等以外に発行された新株予約権が従業員に譲渡されたりした場合、本公開草案の適用との関係でどのように取り扱われるのか。本公開草案により実務上の混乱を生じることを避けるべく、実務上生じ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>得る上記のようなケースについて、ケース毎に貴委員会の見解を説明されたい。</p>	
<p>44) 本公開草案の対象となる取引に、市場価格のある新株予約権を除く理由を明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案の対象には市場価格のある新株予約権を除くとあるが、その考えの背景を説明すべきである。(本草案の趣旨に則れば、市場価格が存在の是非にかかわらず、有償新株予約権は報酬性があると考えられる。)</p> <p>もし市場価格があることが、報酬性がないことを立証するための根拠となるのであれば、市場価格以外にも合理的に算定された価額としての適切な時価が把握できる場合にも、同様に報酬性が無いことの立証できると考えられる。</p>	
<p>45) 従業員等に付与した権利確定条件付き有償新株予約権を買い戻した上で、他の従業員等に付与した場合などにおける取扱いが不明確である。</p>	<p>例えば、役職員に対してのみ付与する、業績条件の付された新株予約権を発行し、権利不確定による失効の見積数を踏まえ、公正な評価額を算定し、払込金額を差し引いた金額を基礎に費用を計上したが、その後、発行会社が当該役職員から金銭を対価に自己新株予約権として取得し、更に、役職員以外の者に当該新株予約権を付与した場合は、当初費用計上額の取扱いが不明瞭であるばかりか、会社法上の「報酬等」の額や具体的算定方法の変更がないこととの均衡についても検討する必要があると思料される。</p>	
<p>設例等に関するコメント</p>		
<p>46) 業績の達成可能性が高くなった後に、失効される場合の設例を設けることが望ましい。</p>	<p>本公開草案の設例においては、業績条件の判定時点である X4 年 3 月末の時点までは業績条件による失効数の見直しが行われないものとなっているが、実務においては、ある決算期末において一旦業績条件の達成可能性が高くなったと見積もったとしても、その後の業績判定時においては業績条件が達成されずに失効することも多分に生じ得るものと考えられる。</p> <p>このようなケースでは、業績条件の不達成は権利不確定による失効であることから、ス</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ストック・オプション会計基準第7項の取扱いに準拠し、権利不確定により修正されたストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額(ゼロ円)と、これまでに計上した新株予約権の帳簿価額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上することになるものとする。その結果、権利確定時において業績条件が未達となった場合には、当該権利確定日の属する期において負の株式報酬費用(販売費及び一般管理費)が計上されるものとする。</p> <p>一般的なストック・オプションにおける従業員の一部が退職した場合の少数の失効と異なり、業績条件の不達成による失効の場合には、新株予約権の全てが失効するため、ここで生じる負の株式報酬費用の額は多額になることが想定され、この場合の多くの企業においては決算期末において株式報酬費用のマイナス残高が生じるものと思料する。</p> <p>この点、ストック・オプション会計基準は無償発行を想定したものであるため、払込価額が存在する有償新株予約権においては失効時の取扱いが不明確となる可能性があるとともに、ストック・オプション会計基準の設例においては権利不確定における失効に関する設例は勤務条件の不達成の場合のみであり、業績条件が不達成となった場合の設例が存在しないことから、設例において会計処理の明確化のニーズがあるものとする。</p>	
47) 設例に記載されている日付について説明を求める。	<p>ストック・オプション会計基準に記載されている設例と異なる日付にしているが、本来、実務における混乱を避けることが重要であり、わかりやすい形とすることが必要であるものとする。従って、ストック・オプション会計基準と、実務対応報告を並べて比較検討できるようにすることが必要であるものとするが、なぜあえて異なる日程としたのか説明を求める。</p>	
48) 失効の見積数に関する根拠を明確にすべきである。	<p>本設例1では、業績条件が達成しないことによる失効見積数が、発行した新株予約権の96%と設定されているが、単一の業績連動条件(例えば、X●年3月期の経常利益が10億円を超過する等。)のみが権利確定条件として付された新株予約権について、新株予約権の</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	全部ではなく、一部のみ失効すると見積もることができる根拠を明らかにされたい。	
49) より多くのケースの設例を設けるべきである。	<p>本公開草案の設例の条件を、次のように変動させた場合の会計処理を明らかにされたい。なお、記載のない条件は、すべて本公開草案の設例と同一とする。</p> <p>① 設例 1-1</p> <p>(a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は 4 円/株である。</p> <p>(b) 業績未達成による失効数は見積もることができない。</p> <p>(c) X4 年 3 月末日において、業績条件を充足することが明らかとなった。</p> <p>② 設例 1-2</p> <p>(a) 業績が達成されることを前提に新株予約権を発行するため、失効数はゼロと見積もる。</p> <p>(b) その他の条件は設例 1-1 に従う。</p> <p>③ 設例 1-3</p> <p>(a) 業績が達成されないことが確実視される業績条件であるため、付与時には全ての新株予約権が失効することを前提とする。</p> <p>(b) その他の条件は設例 1-1 に従う。</p> <p>④ 設例 1-4</p> <p>(a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は 100 円/株である。</p> <p>(b) 払込金額の合計は 8 千万円である。</p> <p>(c) その他の条件は設例 1-1 に従う。</p> <p>⑤ 設例 2-1</p> <p>(a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は 4 円/株である。</p> <p>(b) 企業は、新株予約権を付与(発行)する従業員らに対して、新株予約権の払込金額の原</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>資とするため、総額で320万円の現金を、役務提供の対価としてX1年10月に追加支給した。</p> <p>(c) 当該従業員らは、X1年11月において、上記320万円の全てを新株予約権の費用に充当した。</p> <p>(d) 業績未達成による失効数は見積もることができない。</p> <p>(e) X4年3月末日において、業績条件を充足することが明らかとなった。</p>	
ストック・オプション会計基準の実質的な変更につながるコメント		
50) 本公開草案は、会計基準を実質的に変更している。	本公開草案は、会計基準の実質的な変更となるが、実務対応報告で会計基準の変更を行うことは制度上できないはずであるが、この点をどのように整理されるか。	
ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の内容の見直しを求めるコメント		
51) 株式市場条件を公正な評価単価に織り込むことを検討したほうがよい。	<p>公開草案第5項(2)において、業績条件のうち、「明らかに価格算定モデルに組み込むことができる」株式市場条件は、公正な評価単価として考慮するものとしたほうがよいと考えます。(これについてはストック・オプション会計基準にも影響するかもしれませんが。)これは、IFRS第2号にも規定されておりますが、想定される価格算定モデルの要素を限定する点で重要な項目であると思えます。有償新株予約権の評価においては、特に価格算定モデル(評価単価)の透明化が必須であると考えます。</p> <p>ストック・オプション会計基準の結論の背景では、第51項において「業績条件の中には株価を条件とするもののように、一般に権利不確定による失効数を見積もることが困難なものが含まれている。」という記述がございますが、IFRS第2号の結論の背景のBC184の記述では、「株式市場条件はオプション価格決定モデルに盛り込むことができる」としています。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>よって、ストック・オプション会計基準上の公正な評価単価には、業績条件のうち株式市場条件は考慮すべきであると明確に示すべきだと考えます。</p> <p>本公開草案は、業績条件の付された新株予約権について、ストック・オプション会計基準の適用を求めるものである。しかしながら、ストック・オプション会計基準においては、業績条件は権利確定条件の一部とされ、失効の見積数の考慮要素とされるものの、公正な評価単価の算定に織り込むことができない。</p> <p>公正な評価単価については付与日現在で算定され、その後は見直されないが、失効の見積数は、その後の変動に応じて見直される。</p> <p>経済実態的にみると、本公開草案の対象とする業績条件付新株予約権は、業績条件のない新株予約権に比べると価値が低い。新株予約権(を含めた有価証券)の価値は、保有者が将来得られるキャッシュ・フローの期待値(の現在価値)で決定される。なんら条件が付されていない新株予約権と、一定の業績が達成されなければ権利行使できない新株予約権とでは、条件付きである方が期待値が低くなり、算出される価値が低くなる。</p> <p>しかしながら、本公開草案は、上記のとおり、業績条件を公正な評価単価の算定に織り込ませないものであり、業績を達成するにつれ失効見積数が見直され、なんら業績条件がない新株予約権を発行したのと同額の費用計上を求める結果となる。</p> <p>これはすなわち、企業は発行した有価証券の価値以上の費用計上を求められることとなる結果となり、企業にも、財務諸表の利用者にも、却って誤った、経済実態の伴わない表示が行われることとなる。</p> <p>財務諸表作成者及び利用者に経済実態の伴った費用計上額を表示(させる)するため、ストック・オプション会計基準自体の見直しを行うか、ストック・オプション会計基準に当て嵌める会計処理を求めるのではなく、新たな会計基準の開発を行うべきである。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ストック・オプションの会計基準・適用指針においては、業績条件については、条件未達の場合、失効したものとして数で調整するため、当該業績条件は、ストック・オプションの公正価値の算定には反映しないものとされていたかと思えます。</p> <p>当該取扱いは継続されているものと考えてよろしいのでしょうか？仮に有償新株予約権の払込金額が業績条件を反映して算定されていた場合は、基準に基づく付与時の公正価値と差が生じるという理解でよろしいのでしょうか？</p> <p>達成目標としての株価条件が付されていた場合も同様の理解でよろしいのでしょうか？</p>	
52) スtock・オプション会計基準における公正な評価単価の定めを明らかにすべきである。	<p>ストック・オプション会計基準上の公正な評価単価は、「勤務条件や業績条件を考慮しない」という点を明確に示すべきだと考えます。</p>	
53) 権利不確定による失効と権利不行使による失効を明確に区別できるように、用語の使用を見直すべきである。	<p>失効の定義(ストック・オプション会計基準第6項)</p> <p>公開草案の設例⑩では、「権利確定条件付き有償新株予約権の業績条件を考慮しない公正な評価単価(第5項(4))」について記載があり、その算定技法については、同会計基準第6項(2)を参照しており、同項には以下の記載がある。</p> <p>「失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。」</p> <p>上記によれば、「公正な評価単価」とは、権利不確定による失効の可能性がない、いわゆるバニラオプションを想定していると考えられる。他方、同会計基準第51項の記載は、以下のとおりである。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>「第7項及び第9項に規定するように、ストック・オプションに関する会計処理に関しては、権利不確定による失効数と権利不行使による失効数を反映させる必要がある。(以下略)」</p> <p>ここでは、権利不行使も失効とみなしている表現があり、第6項の正確な理解を困難にしていると考えられる。すなわち、バニラオプションの価格には権利不行使による失効数は予め織り込まれており、失効の見込みとして見直しの対象にはならないため、表現の変更が望ましいと考えられる。</p> <p>具体的には、たとえば以下のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同会計基準第6項ほか、失効数の見積りに係る「失効」の表現を、公開草案[設例](4)の表現に倣って「権利不確定による失効」と明示的に区別する。 ● 権利不行使による失効を単に「権利不行使」という事象として扱い、「失効」と明示的に区別する。 	
54) オプションの算定技法において、予想残存期間を用いることを適用指針として記載することを検討することが考えられる。	<p>予想残存期間の推定(ストック・オプション適用指針第14項)</p> <p>ストック・オプションの制度設計として、典型的なケースでは権利行使可能な時点が満期日だけでなく、一定の期間で設定されている。この場合、期間内の任意の時点において早期に権利行使が可能である。</p> <p>このような制度設計をもつオプションの評価単価は、同様の条件で満期日にのみ権利行使が可能なオプション(ヨーロピアン・タイプ)と比較して自由度が高い分、一般的に高額となると考えられる。</p> <p>その一方、同適用指針第14項では、「前項に基づき、ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積ることができない場合には、ストック・オプションの予想残存期間は、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定する。」と定められており、本</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>来の満期よりも短い予想残存期間を推定することを示唆している。</p> <p>そのため、この推定を行った場合、満期が短い分オプションの時間価値が小さくなり、同様の条件のヨーロピアン・タイプのオプションよりも評価単価が低くなることが想定される。この評価額に関する大小関係の逆転は、確立された理論(同適用指針第5項(1))に反しており、従って合理的に算定された価額(ストック・オプション会計基準第2項(12))に当てはまるとは言い難いと考えられる。このような場合、【早期に権利行使可能オプションの評価単価】 ≥ 【ヨーロピアン・タイプのオプションの評価単価】 という関係が理論的に確立されている以上、予想残存期間の推定を行わない方が合理的な価格に近いと考えられる。</p> <p>予想残存期間の適用(ストック・オプション適用指針第7項(1))</p> <p>上記を踏まえた場合、オプションの算定技法において一般的な連続時間型モデルであるブラック・ショールズ式に代入する値として、予想残存期間を用いることを適用指針として記載することの妥当性には、議論の余地があると考えられる。</p>	
本公開草案に従って処理した場合の懸念事項		
<p>55) 本公開草案に従って処理すると、投資家に不測の損害を生じさせる可能性がある。</p>	<p>本公開草案の設例でも発行の3年後に一時に76,800千円の費用が計上され、その分利益が圧迫される結果となることが示されている。</p> <p>現実には起きうる事象について説明する。新興市場に上場した会社の時価総額が50億円で、利益が2億円(PER25倍)という、一般的にありうる例を設例とする。</p> <p>当該企業が発行済株式数に対して10%の権利確定条件付き有償新株予約権を発行したとする。行使価格は時価に設定され、行使価格総額は5億円(時価総額50億の10%)となる。業績条件が付された結果、新株予約権の公正価値は(本公開草案と同様)行使価格</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>総額の4%であったとすると、2千万円となる。</p> <p>しかし、ストック・オプション会計基準においては、業績条件は評価に織り込まないため、なんら条件がついていない新株予約権として算定することとなる。</p> <p>新株予約権の価値は、保有者が将来得られるキャッシュ・フローの期待値(の現在価値)で決定されるところ、どのくらい株価が変動するか(株価が高まる可能性が高ければ、新株予約権の価値も高くなる)の統計数値である株価変動性(ボラティリティ)で決まる要素が大きい。上場後間もない企業(またはその類似上場会社)のボラティリティは高いことが多く、なんら条件がついていない新株予約権の価値は、株価に対して40~60%程度となることが多い。(なお、この点において本公開草案の設例では、新株予約権の価値が約17%に設定されており、理解を過小に誤導するものである。)</p> <p>すると、設例の企業では、(2千万円分の有価証券を発行したにすぎないのに)業績条件が達成した途端に2億円~3億円(行使価格総額5億円の40~60%)の費用計上が一時に求められる結果となる。</p> <p>この新興上場企業は、キャッシュ・アウトを行ったわけでもなく、むしろ業績条件を達成したにもかかわらず業績が急落する結果となる。</p> <p>これまで有償新株予約権が受け入れられてきたのは、業績条件が達成され、(その大半が行使価格を時価以上に設定されているため)株価が上昇した時のみ権利行使がなされ希薄化が生じるものであることから、既存株主にとってもプラスの状況が想定されていたからである。</p> <p>しかしながら、本公開草案に従うと、業績条件が達成されると同時に業績が悪化したとして財務諸表が表示される。これにより株価の下落が生じれば、保有資産の価値が希薄化以上に下落するおそれがあり、投資家に不測の損害を生ぜしめる結果をもたらす。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
56) 本公開草案に従って処理する場合の業績条件に関する判断を明確にすべきである。	<p>本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件を充足することが明らかとなった場合には株式報酬費用が計上されることとなるが、当該費用を計上することを原因として業績条件の達成の可否が異なる場合(=費用計上の結果として業績目標未達になる場合)には、その失効数の見積もりにおいてどのように考えるべきか、本実務対応報告において一定の説明を設けるべきである。例えば、公開草案における設例において、X4年3月期における営業利益10億円という業績条件達成が見込まれることにより、当該期において株式報酬費用が78,600千円計上されているが、ここでいう業績目標の達成の可否の判断は、株式報酬費用の計上を考慮して10.786億円の達成が見込まれているかをもって判断すべきか否かを明らかにすべきである。</p> <p>なお、企業による業績条件の達成可能性に係る見積もりにより、株式報酬費用を早期に計上し、業績条件の判定年度における費用計上額を軽減することで、業績条件の達成が可能となる場合も想定される。このような場合には、企業は早期に費用計上を行う等、業績条件の達成可否に伴う失効数の見積もりによる業績条件の達成可否が恣意的に操作することが可能となってしまうことも考えられる。この点について、業績条件の見積もり方法について一定の指針を示す等、見積もりに関する恣意性の影響を軽減するための措置を検討する必要がある。</p>	
	<p>業績条件が達成されることにより費用が計上され、業績条件が不達成となる矛盾が生じる。この場合、どのように会計処理すべきか解説を記載しなければ実務に多大な混乱をもたらす。</p> <p>また、法律上も権利行使可能となるのかならないのか、本公開草案を施行するのであれば法務省との調整を行う必要がある。</p>	
57) 本公開草案に従	本公開草案に準拠して会計処理を行った場合、業績条件の達成が見込まれた場合に株式	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>って処理すると、既存株主や従業員等に損害を生じさせる可能性がある。</p>	<p>報酬費用が計上されることとなる。そして、当該株式報酬費用が計上されることにより、業績条件の目標未達になる場合が生じ得るものとする。これは、有償新株予約権を保有している従業員等の立場からは、本実務対応報告の適用により業績条件の難易度を事後的に引き上げるものである。</p> <p>上記のように、有償新株予約権の導入企業は投資制度としてこれを構築しており、対象者である従業員等は新株予約権に設定された業績目標と新株予約権への投資額(払込価額)を考慮のうえ、当該新株予約権に投資している。本実務対応報告の適用が強制されることで、結果的として新株予約権の契約条件が従業員等にとって不利なものに変更されるというのは、経済活動を行う上での安定性を欠くものであるとともに、予め設定されていた業績目標に向かって邁進していた従業員等の意欲を削ぐものとする。</p> <p>また、従業員等が会社に対して支払った(投資した)金銭は、業績条件が達成されない場合には返金もされない。実務対応報告の適用により損失を被る従業員等を保護する目的で当該新株予約権を会社が有償取得する事例も今後生じるものかとするが、これは会社財産を従業員等に対して分配する行為にほかならず、既存株主の利益を侵害するものである。</p>	
<p>開示制度に関するコメント</p>		
<p>58) 有価証券報告書における役員報酬に関する開示について検討する必要がある。</p>	<p>有価証券報告書の作成にあたり、役員報酬に関する開示の必要性を検討する必要がある。</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令二号様式記載上の注意(57)dにおいて役員等の定義があるが、本公開草案の公表により、役員に対して付与された有償新株予約権は当該内閣府令における「報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益」に該当することとなるのかご教示いただきたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>この点、金融庁らは2010年3月31日『『企業内容等の開示に関する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの結果等について』において、ストック・オプションの費用計上額が最近事業年度に係る報酬等に該当する旨のコメントが示されている。</p> <p>有償新株予約権を導入してきた企業は、これまで有償新株予約権を「新株予約権を購入する取引」と理解していたため、当該規定による報酬開示が不要として取り扱っていたが、本公開草案の規定に従うことで仮に報酬として扱われることとなる場合には、本公開草案に従い多額の費用計上が求められることにより、既存の金銭報酬額と合わせて1億円以上に該当する者については個人名を含めた開示が必要となるため、有価証券報告書における開示の必要性について明らかにされるべきである。</p> <p>本公開草案の設例のとおり会計処理が必要となった場合には、業績目標の達成年度において多額の株式報酬費用が一括で計上されてしまうこととなるため、本公開草案の適用により報酬額1億円の基準に該当する事例も多く生じる可能性もあるため、開示規則との整合性を確認・調整する必要があるものと考えます。</p> <p>有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「役員報酬等」の記載にも影響を与え得るが、金融商品取引法の取扱いについて調整ができていないか不明である。</p>	
<p>59) 事業報告における役員報酬に関する開示について検討する必要がある。</p>	<p>本公開草案が適用された場合、それ以降は権利確定条件付き有償新株予約権を職務執行の対価として交付されたものと整理することとなったときには、事業報告においても「職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要」に関する記載(会社法施行規則第123条)が必要となるものと理解している。</p> <p>これまで有償新株予約権を付与している企業の多くは、権利確定条件付き有償新株予約権を職務執行の対価ではないものとして整理していたため、事業報告における「職務執行として交付されていた新株予約権等の状況」には「該当事項はありません」と記載し、有</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>償新株予約権については「その他新株予約権等の状況」欄に記載している事例が散見される。この点、本実務対応報告の公表により、今後は事業報告における記載箇所も変更を要するかもと考えられるため、必要に応じて関係する諸規則との整合性を整理する必要があるものとする。</p>	
<p>60) 適用初年度において、遡及適用する場合の取扱いを明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案が適用され遡及修正する場合、上場企業においては、金融商品取引法において定められた継続開示書類である有価証券報告書や四半期報告書等、及び金融商品取引所より提出を要請されている決算短信や四半期決算短信等についても過年度修正の発生が見込まれること等、本公開草案が適用されることで多大な影響を及ぼすことが見込まれる。</p>	
<p>IFRS に関するコメント</p>		
<p>61) IFRS との差異を生じさせる処理が定められていることを懸念する。</p>	<p>1. そもそも IFRS へのコンバージェンスの方向性が前提であると考え、勤務条件の取扱次第では、勤務条件のない(黙示的にも勤務を求めている)有償新株予約権や、業績条件を超えてまで勤務条件がない有償新株予約権を発行した場合、 ①IFRS 適用会社では単体の日本基準で費用計上、連結 IFRS では費用計上とならない、 ②IFRS 適用を検討している企業にとっては、日本基準でいる間は費用計上となるが IFRS 適用となると費用計上とならない、 という形で、GAAP 差異が確実に生じ、混乱が生じることになる。 2. この GAAP 差異を、あえて広げる論理的な根拠が示されていない。</p> <p>本公開草案では、勤務条件の有無に関わらず、報酬として整理しているが、これは国際会計基準との大きな乖離を残すことになる。</p> <p>今回の公開草案では、業績条件はあるが勤務条件が付されていない有償新株予約権も「報酬」としてとらえて、ストック・オプション会計基準の適用対象とされております。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>一方、IFRS では業績条件の要件として、明示的または黙示的な勤務条件を要求しているため、勤務条件がないストック・オプションについては、業績達成確度を評価に織り込むことで、事実上費用計上がありません。この結果、日本基準とIFRSとの間で差異が生じてしまい、コンバージェンスの流れから外れてしまうのではないかと懸念しております。</p> <p>国際財務報告基準(IFRS)において、有償新株予約権を報酬として認識し費用計上する場合があるが、それは、権利確定条件として勤務条件がある場合に限定されている。本公開草案は、勤務条件がなくとも業績条件が付されている有償新株予約権は、全て報酬として取り扱う整理としており、ここに会計基準間のGAAP差が生じることとなる。IFRS導入企業に対する聞き取り調査の結果としても、有償新株予約権を購入した従業員等が会社を退職した後も(退職を理由に新株予約権を没収することなく)投資家として新株予約権を保有し続けてもらえるようにすることで、有償新株予約権の付与が報酬取引でないことを立証されている旨を聞いている。当連盟の会員にも、会計基準としてIFRSを適用している企業が複数おり、今後もIFRS導入企業が増えることが想定される中で、会計基準間の差異は可能な限り少なく抑えるべきであり、わが国の会計基準においても勤務条件が付されていない有償新株予約権は「労働や業務執行等のサービスの対価でないことを立証できる場合」の一例として、報酬取引とは異なる性質であると整理することが整合的である。</p>	
新株予約権の評価に関するコメント		
<p>62) 公正価値評価について、透明性を確保すべきである。</p>	<p>有利発行条件の判断のために行われている有償の権利確定条件付新株予約権の公正価値評価については、算定人独自の仮定・価格算定モデルを使用し、「ブラックボックス」となっており、評価の透明性が確保されておられません。</p> <p>これらの権利確定付有償新株予約権には、利益上昇等の業績基準が付されています。このような条件が、公正価値を計算する価格算定モデル(株価との相関・利益のランダムウォ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>一クの仮定など)にどのように組み込まれているか、まったくもって不透明であり、公正価値の検証可能性そのものが確保されておられません。価格算定モデルが不透明であることは、会計監査にも影響を与えるものと思われます。</p> <p>したがって、</p> <p>① 算定人の公正価値評価自体の透明性を確保すること。</p> <p>② 有利発行条件で規定する公正価値・算定人の計算結果の公正価値、そして会計基準上定める公正価値との整合性を確保する。</p> <p>上記2点の必要性が喫緊であると考えます。</p>	
63) 公正な評価単価と払込金額における単価の関係を明確にすべきである。	<p>(コメント62)に記載の、「① 算定人の公正価値評価自体の透明性を確保すること。② 有利発行条件で規定する公正価値・算定人の計算結果の公正価値、そして会計基準上定める公正価値との整合性を確保する。」という点を踏まえたコメント)</p> <p>公開草案第5項(3)の「公正な評価額から払込額を差し引いた金額」を費用計上するという表現について、(公正な評価単価 - 払込金額相当の評価単価) × (見積りストック・オプション数) という形で単価と数量の関係を明記する必要があると思います。払込金額 = 予約権単価 × 付与数 ÷ 公正な評価単価 × 見積りストック・オプション数の関係にあり、これまで、有利発行条件の評価においては、前者の予約権単価のみ開示されていたものが、公正価値評価における公正な評価単価と見積りストック・オプション数の関係を明らかにすることによって、評価の不透明な問題は幾分軽減されると思います。</p>	
64) 公正価値評価については、必ずしも会計基準において定める事項ではない。	<p>仮に本会計基準の制定の趣旨が、有償新株予約権の第三者評価機関による公正価値評価が実態の公正価値評価と比較して乖離している可能性を問題としているのであれば、有償新株予約権の公正価値評価に関するガイドライン等において制定すべき事項であり、必ずしも会計基準において定める事項ではないものとする。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
65) ストック・オプション会計基準における公正な評価額及び公正な評価単価を確認したい。	二項モデル、モンテ＝カルロ・シミュレーション等、実務において広く受け入れられている株式オプション評価モデルを用いて計算した結果、業績条件を加味した新株予約権1個あたりの価値が100円と算定され、業績条件がないと仮定した場合の新株予約権1個あたりの価値が200円と算定された場合、貴委員会は、いくら額を当該新株予約権の時価、公正な評価単価、公正な評価額として考えているのか、見解を明らかにされたい。なお、業績条件を加味した新株予約権1個あたりの価値は、株式オプション評価モデルによる1万回試行を行って算定したため、期待値の算出による価格評価は行ったが、将来の失効数について、合理的な見積りは困難であったとする。また、新株予約権は1個のみ発行されたものとする。	
会社法や税務に関するコメント		
66) 会社法や税務に関する取扱いを考慮すべきである。	<p>公正価値での取引であることから、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また、税務についても、公正価値での取得であるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではない判断となっており、ともに報酬ではない取扱いである。</p> <p>監査役監査実施要領や、税務の取扱い等、既に定着した実務と異なる内容の提案となっており、実務が相当混乱することが予想されるため、論点整理が必要と考える。</p> <p>第22回基準諮問会議の議事録に記載されている、「会社法との関係の整理」や「基準開発の際に、会社法上の論点についても把握する。」との対応が、これまで一切なされていない。</p> <p>従って、これらの論点がまだ残ったままでの見切り発車となっており、ASBJが有言不実行でいいのか、問題があると考えます。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>本公開草案に従うと、対価の払込が曖昧な部分についても新株予約権が認識され、権利行使によりそれらが資本金に計上されることとなるが、このような処理は、資本充実の原則に反するのではないかと思われる。</p> <p>新株予約権の引受人が従業員等(※1)であるか否かにかかわらず、会社法上の「報酬等」の定義と異なるものを、「報酬」に含めている疑義があるため意見を留保する。</p> <p>[理由]</p> <p>会社法上の「報酬等」とは、報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい(会社法第361条参照)、職務執行の対価であること及び財産上の利益であることが要件となっている(※2)。会計上も、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいい、その「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものと規定されている(ストック・オプション会計基準第2項(2)・(4))。</p> <p>これに対し、本公開草案では、「従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権(本実務対応報告第2項参照)を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、」対価性のないことを立証できた場合を除き、「ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当する」旨規定されている(本公開草案第4項)。</p> <p>※1 従業員等とは、企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びに之に準ずる者をいう(ストック・オプション会計基準第2項(3))。</p> <p>※2 なお、会社法上は従業員の給与等について特段の定義はないが、本意見書において</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>は、役員の報酬等と同様に、役務提供の対価として受ける財産上の利益をいうことを前提としている。</p> <p>本公開草案では上記のとおり会社側に対価性のないことの立証の負担が課されているが、立証の具体例が示されておらず、また、設例も限定的であるため、会社法上の「報酬等」と会計上の「報酬」の取扱いの異同につき整理や手当て等する機会がないまま、会社法上「報酬等」にあたらないもの、すなわち「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として給付されるもの以外の給付」についても会計上「報酬」に該当するものとして費用計上されるのではないかとの疑義がある。</p> <p>したがって、本意見書では同意不同意の意見を留保する。</p> <p>本公開草案は、会社法上の「報酬等」の定義に該当しないものを、会計上の「報酬」として含めることを提案するものであるか明確に示されたい。</p> <p>ストック・オプション会計基準は、会社法の施行日(平成18年5月1日)と同日に適用されている。これは、ストック・オプション会計基準で計上される報酬費用と会社法上の報酬とが整合するように会社法規定が制定されたことによる。</p> <p>公開草案が確定し適用されると、従来の会社法上の役員報酬決議の範囲が変更されるか否かの議論が生じるが、今回の公開草案は、会社法に与える影響について協議されているかどうか不明である。仮に公開草案による報酬費用の拡大に併せて、会社法上の役員報酬決議の範囲が広がるのであれば、過年度の役員報酬決議を訂正する必要があると考えられるが、そうである場合の実務上の対応が不明である(適用日以後に臨時株主総会で過去の役員報酬について再決議すべきか否か等)。</p> <p>有償ストック・オプションの場合、税務上、給与等課税事由が生じないものと整理され</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ている(国税速報第6431号29頁)が、本公開草案は、税務上の処理とは異なり、有償ストック・オプションについては、給与等が生じたものとして、会社に費用計上を求めることとしているとの理解でよいか説明されたい。</p> <p>法制審議会のインセンティブ制度全般の見直しの議論に先行して、有償新株予約権のみを実務対応報告で規制することで、将来、法制審議会の議論に進展があった際に、今回の実務対応報告の内容により何らかのコンフリクトを発生させてしまう可能性をどう考えるのか、説明を求める。</p> <p>本公開草案の開発は一時中断し、会社法の議論との整合性を図ってから改めて開発するほうが、会計制度の安定に寄与するものとする。</p>	
<p>67) 遡及適用する場合、資本金の額を訂正する必要があるため、当該事項について調整すべきである。</p>	<p>公表日以後、適用(遡及適用)することが原則であるが、遡及適用すると過去に発行された「権利確定条件付き有償新株予約権」について、過年度の財務諸表が修正され、追加費用が計上され同額の新株予約権が計上されることになる。当該新株予約権が過年度に権利行使されている場合、過年度修正による新株予約権の追加計上額が、資本金の増額となるが、この資本金増加は権利行使された時点のものであり、過去の資本金増加の額が訂正されることになる。そのため、登記事項である資本金の額を訂正せざるを得ないが、これを前提にした登記手続きが不明であり、法務省との調整が必要になると思われるが、本公開草案は、この点の調整がなされておらず実務上の問題が残る。</p>	
<p>68) オプション評価モデルによる新株予約権の評価額を会社法上の時価と認めないことを提案</p>	<p>本公開草案第25項においては、「企業からの給付、すなわち、付与された権利確定条件付き有償新株予約権は、付与日の公正な評価単価(権利確定条件を考慮しないもの)に、権利確定日の権利が確定した権利確定条件付き有償新株予約権数を乗じた額として算定される。」と規定している。これを前提とすると、業績条件を含む権利確定条件の全てが達成された場合の発行済新株予約権の公正な評価額は、権利確定条件を考慮しない単価に、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>しているとの理解で よいか。</p>	<p>発行済新株予約権の個数を乗じた額になる。そのため、業績条件を組み入れてオプション 価値を評価するモデルにより算出された時価と、本公開草案による新株予約権の公正な評 価額との間には、乖離が生じることになる。以上を前提にすると、貴委員会は、本公開草 案により、権利確定条件(業績条件)を評価要素に組み込んだオプション評価モデルによる 新株予約権の評価額を時価と認めない(又は会社法上の公正価値と認めない。)とすること を提案しているとも理解できるが、かかる理解でよいか。</p>	
<p>69) 権利確定条件付 き有償新株予約権を 付与する取引につい ては、会社法上の「報 酬等」の概念と整合 的な整理がなされな いとの理解でよい か。</p>	<p>業績条件を評価項目に組み入れる株式オプション評価モデルを用いて算定された新株 予約権(いわゆる有償ストック・オプション)の時価相当額を払込金額とする場合の新株予 約権は、会社法上、対価性がないと整理されている。</p> <p>この点、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている株式オプ ション価格算定モデル等の算定技法(ストック・オプション会計基準第48項参照)におい て、時価がX円と見積もられ、当該時価X円にて新株予約権が引き受けられたケースにお いては、当該株式オプション価格算定モデルの評価要素に業績条件が含まれていた場合で あっても、従業員等に対する当該新株予約権の発行は、役務の提供や職務執行の対価とし て発行されたものではないと整理するのが、会社法上の「報酬等」の概念と整合的である が、このような整合的な整理はなされないとの理解でよいか。</p> <p>なお、現在の有償新株予約権の実務は、業績条件を加味した評価額であっても、モンテ ＝カルロ方式などの合理的な株式オプション評価モデルに従い算出された評価額を時価 として取り扱っており、かかる取扱いは、大手監査法人をはじめ、会計監査人にこれまで 受け入れられてきた処理である。この取扱いを変更し、今後、業績条件を組み込む株式オ プション評価モデルは、有利発行決議や報酬決議等の要否を決定するための公正価値の算 出方法においても利用できないと整理するのであれば、その理由を説明されたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
基準開発プロセスに関するコメント		
70) 本公開草案を開発することとなった背景を説明すべきである。	<p>一般的に、実務対応報告の位置付けとしては、会計処理の取扱いが定まらないケースにおいて実務上の取扱いを定めるものと聞いているが、有償新株予約権の会計処理においては、これまで10年近くの間導入企業の殆どが報酬ではなく資本取引と判断し、複合金融商品としての会計処理を行うことが適切とされていた。実務上の取り扱いに(注記の方法を除いて)実務上のばらつきが無かったにも関わらず、なぜ今になって本件のような見直し草案がでてきたのか、現状の文案ではその背景に関する説明が不十分である。金融商品として会計処理を行われてきた理由や経緯を正しく説明し、今回ストック・オプションとして会計処理を行うこととなった理由について十分に説明すべきである。</p> <p>基準諮問会議で会計処理のばらつきは少ないとされ、本公開草案の経緯にも「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」との記載があるが、当時、既に権利確定条件付き有償新株予約権の導入には相当な数の事例が存在し、実際に費用計上をしている事例は有価証券報告書を調べる限り全くない。当社も含め会計処理の取扱いも非常に明確であった。それにも関わらず、上記のような記載で取り上げたとする経緯について、非常に違和感を覚える。</p> <p>実際の会計処理には、ばらつきがなかったにも関わらず、取り上げた経緯についての詳細な説明を求める。</p> <p>有償新株予約権についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的になっている中で、本公開草案は結論ありきの独自の解釈を示すものであり却って実務に混乱を生じさせるものとなっている。定着した実務があるなかで、平成26年12月1日の企業会計基準委員会で「企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)の適用対象となるのかにつ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>いて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と説明され、新規テーマとして検討されることになったことは理解に苦しむところである。</p> <p>これだけ多くの混乱を招くものであるにもかかわらず、これまで実務上統一的な会計処理がなされていた同種の新株予約権の取扱いを変更する実益がなんら示されていない。</p>	
	<p>本公開草案第11項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「必ずしも明確ではなかった」としているが、導入企業の発行目的と複合金融商品適用指針の処理が明らかに合致しており、ASBJでテーマアップがなされるまで数百の事例が存在し、有価証券報告書での確認および当方が調査した限り、一社も費用処理を実施していなかったため、「必ずしも明確ではなかった」ではなく、『明確』に費用処理をしてなかったのであり、この記載はミスリーディングな内容となっている。 <p>そして、明確であったので、ASBJで取り上げる理由は、そもそもなかったと考える。</p> 2. 株式報酬費用としての会計処理を一社も採用していないこと、また、監査法人も適正意見を表明していることを考えると、日本の会計基準の前提の細則主義の日本の会計基準の前提の中で、複合金融商品適用指針における会計処理が、会社の発行目的にも実態にも合致しており、明確であった。 3. 「必ずしも明確ではなかった」として、取り上げた経緯としているが、そもそも取り上げる時点でどのような調査がなされ、「必ずしも明確ではなかった」と判断することになった理由を示すべきである。 <p>ちなみに、もし「報酬」として会計処理をしている会社があるとすれば、有価証券報告書でわかるはずなので、その会社名を提示すべきである。</p> 4. 更に、3について、そもそもASBJがテーマを取り上げる際の定義・基準があるはずだ 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
71) 審議に偏りがある。	<p>が、どの理由で取り上げたのか明確にすべきである。</p> <p>本件、監査人からテーマアップがされているが、そもそも有償新株予約権は大手監査法人を含め、すべての監査法人でテーマアップされるまで数年に渡って約 200 社の上場会社の事例で、複合金融商品適用指針での会計処理を認めてきたにも関わらず、某監査法人がそれまでの処理を覆す判断をし(本件、それまで数十社の上場会社について数年に渡って認めてきたことを突然覆し、監査対象のクライアント企業に混乱を与えている件については、ASBJ の議論とは別だが、某監査法人のガバナンスとコンプライアンスの問題であると考え)、導入企業および導入を検討した企業から聞き及んでいるが、某監査法人は 2014 年 5 月に、当初は「勤務条件と業績条件のある場合」には費用処理だと言い始めたにも関わらず、その後「勤務条件のない発行」に際し、勤務条件があろうとなかろうと費用計上だとの主張に展開してきたが、『なぜか』本公開草案の内容は、まさに某監査法人の最終的な主張そのものとなっている。IFRS との GAAP 差異を発生させる内容になっているにも関わらずである。</p> <p>委員長、副委員長が某監査法人のご出身であるのだが、この点について、しっかりと議論がなされてきたのか、小職も傍聴できる実務対応専門委員会などに参加し、委員からの様々な発言があったにも関わらず、特に会社法との関係については、ほとんど議論されていないなどの状況に、ASBJ がその判断が相当数の企業に影響することを認識し、しっかり議論機能しているのかという点に、残念ながら疑問を感じる。</p>	
その他のコメント		
72) 本公開草案が新興成長企業の成長支援に悪影響を及ぼす	未上場企業、ベンチャー企業等の資本政策の柔軟性を奪うことにつながり、新興成長企業の成長支援に悪影響を及ぼすものと懸念している。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
ものと懸念している。		
73) 本公開草案の最終化については、日本の資本市場において想定される影響をより慎重に検討すべきである。	<p>経営陣の報酬が世界水準と比較して低いとされている日本において、既に多くの日本の上場企業において有償新株予約権制度が普及していることは、経営陣を含む役職員のアップサイドインセンティブと長期的な株主利益の双方が一致する点がコーポレート・ガバナンスの観点からも高く評価されている状況にあるものと考えられる(今後は企業における有償新株予約権付与制度導入前後の株式価値成長率の比較等により実際の導入効果を検証することも重要と考える)。また、多くの日本の上場企業において普及している有償新株予約権制度の会計処理を変更することは、日本の資本市場において一定程度の混乱を与えることも想定されることから、本会計基準の制定には日本の資本市場において想定される影響をより慎重に検討すべきと考える。</p>	
74) 企業にとって、インセンティブ制度の選択肢を喪失することは望ましくない。	<p>本公開草案の適用により、有償新株予約権が会計上の報酬として位置づけられるため、損益計算への悪影響を嫌気する企業は発行の動機が薄まることとなる。企業にとっての有力なインセンティブ制度の選択肢を喪失することは望ましくないと思われ、この観点からも本公開草案の提案が再考されることを期待したい。</p>	

以上